国民年金保険料 学生納付特例 の申請について

(学生でない期間は、免除・納付猶予制度をご利用ください)

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

※ この制度を利用すると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。 また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼって加入ができません。

く対象となる方>

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方です。

※ 各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程 (なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。)

<所得の目安> ……128万円 + { (扶養親族の数) × 38万円 } で計算した額以下である場合

【申請時の注意点】■

● 申請できる期間

- ・過去期間は申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで、将来期間は 年度末まで申請できます。
- ・ただし、1枚の申請書で申請できるのは、4月から次の年の3月までの12カ月間となりますので、必要に 応じて年度ごとに申請書を提出してください。(1年度 = 4月~翌年3月)
 - 例:令和7年5月に、令和5年4月から令和8年3月までの期間を申請する場合、
 - ①令和5年度分(令和5年4月~令和6年3月)
 - ②令和6年度分(令和6年4月~令和7年3月)
 - ③令和7年度分(令和7年4月~令和8年3月)の3枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、令和5年3月以前は時効により申請できません。

※ 過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

- ・在学期間がわかる学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピー を含む)または在学証明書(原本)
- ・失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類 なお、過去に同一の失業等の理由により学生納付特例等を申請し、失業した事実が確認できる書類を添付 したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。
- ・マイナンバー(個人番号)により申請を行う際は、添付書類が必要になります。必要な添付書類は、本人控の裏面にある「※マイナンバー(個人番号)により申請を行う際の添付書類について」をご確認ください。

【申請書の提出先】■

● この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所(郵送による提出も可能)です。 学生納付特例事務法人(在学している教育施設に設置されている場合)へ申請を委託することもできます。

なお、3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。※ 郵送の場合、受付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印の上、「本人控」をご返送いたします。

●スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードで、マイナポータルを利用して電子申請ができます。

手続きおよび申請方法はこちらから

マイナポータル検索

https://myna.go.jp



電子申請の概要は日本年金機構 ホームページをご覧ください。

国民年金 電子申請 検索

https://www.nenkin.go.jp/ tokusetsu/denshi_kokunen.html



【申請書提出後の注意点】■

- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、**文書や電話により保険料の納付をご案内する場合があります**ので、あらかじめご了承ください。
- 納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

3枚目 本人控 の裏面の注意事項も必ずお読みください。

※ 学生納付特例の申請年度は4月から翌年3月までです。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構	理事長 あて	<u> </u>
以下のとおり学生		申請します。 誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な	は本人に関す	る情報(所得情報、生活保護受給情
報等)の確認につい 年金機構に委託しる		村(前住所地等を含む)および日本
7 123−	4567	
	1007	
(※1) 住 所:〇〇	市〇〇町	OO 1-2-3
	国年	太郎
被保険者氏名:	四十	スロ)

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄(※1) 〇提出年月日を記入してください。

○住民票の住所を記入してください。

申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぽって学生納付特例の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号(10桁) で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号) 欄に左詰めで記入してください。 昭和 5. 個人番号 X 5 0 5 2 0 (または基礎 牛年日日 **7**). 平成 年金番号) 9 自宅 (フリカ*ナ) タロウ 3 携帯電話 xx - xxxx - xxxx勒務先 氏名 電話番号 国年 太郎

平成 申請期間 月から 年 3 月まで 令和 令和 (入学年月 (卒業予定年月) 在学予定 平成 金和○○ 年○○ 月から 《 OO 年 OO 月まで 期間 (都) 渞) 学校の 所在地 〇〇大学 杉並区〇〇 町 学校の名称 в 府 県 (1) 学生(学位あり) 4. 研究生 9 ※左記の学生区分で、「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例 学生の区分 2. 通信制•通信課程 5. その他 制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 3. 科目履修生 亚战 ○○ 年 ○○ 月末まで有効 ※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。 令和 有効期限 ① なし 2. あり (11) (※3) (128万円以下) 前年所得 あり (128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 なし 1. 失業平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 特例認定 区分(養付書類

「⑤申請期間」欄(※2)

〇年度を超えない範囲で記入し てください。

<u>(例:令和7年4月から</u> <u>令和8年3月まで)</u>

年度単位での申請となるため、 複数の年度分を申請する場合 は、年度ごとに申請書を提出し てください。

なお、過去期間については、2 年1カ月前まで申請することが できます(20歳以上で学生で ある場合)。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
令和 5 年度分	令和5年4月~令和6年3月	令和4年中の所得
令和 6 年度分	令和6年4月~令和7年3月	令和5年中の所得
令和 7 年度分	令和7年4月~令和8年3月	令和6年中の所得

「⑥在学予定期間」欄

○入学年月から卒業予定年月を 記入してください。

「⑦学校の名称」欄

○学校名を記入してください。

「⑧学校の所在地」欄

○都道府県名・郡市区名・町村名まで記入してください。

「⑨学生の区分」欄

○該当する区分に○を記入してください。該当する区分がない場合は「5. その他」に○を記入の上、()内に具体的に記入してください。

「⑩学生証の有効期限」欄

〇学生証に記載された有効期限を記入してください。学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。

「⑪前年所得」欄(※3)

○必ず記入してください。

〇<所得=(収入一必要経費)>です。

〇「3. あり(128万円超)」に〇を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族【あり(人)・なし】についても〇を記入し、「あり」の場合は16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を記入してください。※ 前年度分を申請するときは、前々年所得について該当するものに〇を記入してください。

「⑪特例認定区分」欄(※4)

○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日)を記入の上、失業前の雇用保険加入の(あり・なし) に○を記入し、証明書類(雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。

なお、過去に同一の失業・倒産・事業の廃止などの理由により学生納付特例等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。

- 〇災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に〇を記入してください。
- 〇生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金を受け取っていることを理由として申請するときは、「3. その他」に〇を記入した上で、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「①備者」欄

- ○申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください
- 〇申請を希望する年度の1月1日時点に海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。
 - (例:令和7年4月から令和8年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和7年1月1日時点について記入してください。
 - 令和6年4月から令和7年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和6年1月1日時点について記入してください。)
- ○申請を希望する年度中の一部の期間に限る申請、生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受け取っている場合の申請については、その旨を記入してください。
- 〇失業などの理由により学生納付特例を申請する場合で、「①特例認定区分」欄に記載した失業などに関する証明書類を過去に提出したことがある場合は、 その旨を記入してください。(例:失業などに関する証明書類提出済)
- ※ 3枚目 本人控 の裏面(注意事項)の1(4)をお読みいただき、該当する場合に記入してください。

様式コード									
4	6	2	İ	3					



国民年金保険料学生納付特例申請書

	本年金機構理事 下のとおり学生	長 あて 令和 納付特例を申請します。	年 月	B	学:	生納付特例	事務法人等	市区町	村	日	本年金榜	機構
まこ	た、前年所得の認め、	別行行例と下明しより 記入内容に誤りがない 本人に関する情報(所 て、市区町村(前住所:	ことを申し立て 得情報、生活例	R護受給情								
	が確認についた。 機構に委託しまで テ ー		2042BO/ 0	38017								
	·											
住所												
	険者氏名: 											
	<u>年金番号(1</u> ①	0桁)で申請する	5場合は「① │	<u>)個人番号(</u>	また	は基礎年		欄に左詰めて	記入し	<u>てくだ</u> ;	とい。	1
A. 基	個人番号 (または基礎 年金番号)						② 生年月日	5. 昭和 7. 平成		年	月	В
基本情報	③ 氏名	(フリカ゛ナ)					④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電 3. 勤務5 4. その他	;	_	_	: -
			<u>'</u>						•			
	事請期間 (学生納付特例を受)	平成	年	月	から		平成 令和	年	月ま	で		
	6	(入学年)				(2	———— 卒業予定年	三月)				
	在学予定 期間	平成 令和		月	から		平成 令和	年	月ま	で		
	7					8 学校の		都道				
	学校の名称 					所在地		府 県 ———				
B. 申	⑨ 学生の区分	1. 学生(学位あり 2. 通信制・通信記 3. 科目履修生		研究生 その他)			、「1. 学生(学 合がありますのて				
申請内容	⑩ 学生証の 有効期限	平成 令和	年	月末まで有	効	※学生証	に有効期限	の記載がない場	合は、訂	己入不要 [·]	です。	
	⑪ 前年所得	1. なし 2. あり(128万円 3. あり(128万円		歲以上19歳未	≒満の	扶養親族	【 あり	(人)	なし	1		
	① 特例認定 区分(※付書類)	1. 失業 平成	年 月	日⇒雇用	保険	加入(あり	リ・なし)	2. 天災等	3. र	一の他()
	③ 備考											
*	所得に関する	情報について、関係	法令に基づき	、申告義務	があ	る場合には	は、正しく申	申告する必要が	あります。	•		

ī区町村確認欄	学生証確認済	
---------	--------	--

【留意事項】

- 〇学生証のコピーを A 4判で添付してください。
- 〇学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
- ○在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日 以下のとおり学生納付特例を申請します。 また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。		学生納付特例事務法人等	市区町村	日本年金機構
この申請に必要な本人に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認について、市区町村(前住所地等を含む)および日本年金機構に委託します。				
〒 −				
住所:				
被保険者氏名:				
	_			1 1 1

A. 基	① 個人番号 (または基礎 年金番号)						② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年		月	日
本情報	③ 氏名	(フリカ゛ナ)	 	 	 	 	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	_	-	_	

	⑤ 申請期間 (学生納付特例を受けようとする期間)	平成 令和 (入学年月)	年	月から	令	- 成 - 年 和 - 予定年月)	月まで		
	在学予定 期間	平成 平成 令和	年	月から	म	· ·成 年 ·和	月まで		
	⑦ 学校の名称				⑧ 学校の 所在地	都府	-		
B. 申	⑨ 学生の区分	1. 学生(学位あり) 2. 通信制・通信課程 3. 科目履修生	4. 研究生 星 5. その他 (E(学位あり)」以外は学生納 ので、あらかじめご了承くだ		
申請内容	⑩ 学生証の 有効期限	平成 令和	₣ 月末ま	で有効	※学生証に有	効期限の記載がな	い場合は、記入不要です。		
	⑪ 前年所得	1. なし 2. あり(128万円以 3. あり(128万円超		19歳未満の打	扶養親族 【 ~ 7	あり(人)	・ なし 】		
① 特例認定 日									
	① 備考								

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

学生納付特例を申請された方へ

① 結果通知について

日本年金機構からおおむね2~3カ月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので、あらかじめご了承ください。 また、年度当初の申請については、前年所得が確定する6月以降に日本年金機構(年金事務所)で所得審査を行う場合があるため、決定通知書の送付がさらに遅くなる 場合があります。あらかじめご了承ください。

※ 学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた保険料は還付できません。

② 承認期間

日本年金機構から送付される審査結果(承認通知)でご確認ください。

申請が却下された場合

保険料の納付が必要です。納付書がない場合は、日本年金機構(年金事務所)で再発行しますので、お近くの年金事務所へご連絡ください。

④ 学生でなくなった場合

学生納付特例の承認を受けた期間について、学生でなくなったときは、免除等の申請を行うことができます。

⑤ 来年度も学生であった場合

学生納付特例を希望する場合は、4月以降すみやかに申請してください。

保険料の後払い(追納)について

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば申し出により保険料を後払い(追納)することができます。詳しくは、裏面の4.をご覧ください。

1. 記入について

- (1)黒ボールペン等で記入してください。
- (2)「⑪前年所得」欄は、申請する年度に対応する状況について、該当 する選択肢に○を記入してください。

なお、前年所得について過小に申し立てしたときは、国民年金法等 により罰せられる場合があります。

(3)特例認定について

- ① 失業したこと等により申請を行うときは、「⑫特例認定区分」欄の 「1. 失業」に〇を記入の上、該当年月日および雇用保険加入 の有無を記入してください。
 - ※ 失業による申請については、事由が発生した前月から事由 が発生した年の翌々年の3月までの期間について学生納付 特例を申請することができます。ただし、他の事由による申 請と同様に翌4月を超える将来期間については翌4月以降 に改めて申請が必要です。
- ② 災害(震災、風水害、火災その他これらに類する災害)を申請 者または配偶者の属する世帯が受けたことにより申請を行うとき の記入方法等については、市区町村窓口または年金事務所に ご相談ください。
 - ※ 災害による申請については、事由が発生した前月から事由 が発生した年の翌々年の3月までの期間について学生納 付特例を申請することができます。ただし、他の事由による 申請と同様に翌4月を超える将来期間については翌4月以 降に改めて申請が必要です。
- (4)「③備考」欄には、次の①から④に該当する場合に、その内容を 記入してください。
 - 申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入
 - 日を記入してください。 申請を希望する年度の1月1日時点に海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。
 - (例)・令和7年4月から令和8年3月までのいずれかの期間の申請の 場合は、令和7年1月1日時点について記入してください。
 - ・令和6年4月から令和7年3月までのいずれかの期間の申請の 場合は、令和6年1月1日時点について記入してください。
 - ③ 申請を希望する年度中の一部の期間(失業後の期間等)に限り 申請する場合は、その旨を記入してください。
 - ※ 一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が 発生した月の前月分から審査を行います。
 - ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対 する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付 金を受け取っている場合は、その名称および受給開始年月を記 入してください。

2. 添付書類について

- (1)基礎年金番号を記入して申請を行う場合は、基礎年金番号通知 **書のコピーまたは年金手帳(氏名の記載ページ)のコピー**等を添付し
- (2)この申請書には、在学期間がわかる**学生証のコピー**(裏面に有効期 限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)ま たは在学証明書(原本)を添付してください(学生納付特例事務法 人等が設置する教育施設に申請を委託する場合は、このコピーの 添付は不要です)。ただし、各種学校(修業年限が1年以上の課程 に限る)にあっては、修業年限が1年以上の課程に在学していること を証明する書類(在学証明書等で証明できる場合は必要ありませ ん)を添付してください。

なお、過去の年度分を申請する場合で、学生証では在学期間がわ からない場合は、在学期間がわかる在学証明書を添付してくださ

(3)<u>失業したこと等により申請を行うときで、雇用保険の被保険者であっ</u> た方は、失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者証、雇用 保険受給資格通知または雇用保険被保険者離職票等のコピーを 添付してください。

また、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方について は、次の書類等のコピーを添付してください。

(※②から⑤については、あわせて失業の状態にあることの申し立て が必要となります。)

- ① 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよびその申請をした 時の添付書類のコピー
- 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
- 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または 事業廃止届出書のコピー
- ④ 保健所への廃止届出書(控)(受付印のあるものに限る。)または 廃止届証明書
- その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が 確認できる書類

なお、過去に同一の失業などの理由により学生納付特例等を申請し、 失業した事実が確認できる書類を添付したことがある場合は、あらた めて添付する必要はありません。

(4)生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に 申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書の写しを 添付してください(当該公的機関の証明書を市区町村役場の窓口 等に提示した場合は、その写しの添付は不要です)。

3. 学生納付特例事務法人等への申請の委託

学生納付特例事務法人等が設置する教育施設に申請を委託する場 合は、学生納付特例事務法人等にこの申請書を提出した時に申請し たこととなります。

4. 学生納付特例の承認を受けた期間にかかる保険料の 追納について

学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば申し出により 保険料をあとから納めること(追納)ができ、追納した期間は、保険料を 全額納付した場合と同じ取り扱いになります。追納する対象期間の翌 年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認 されていた期間の当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せ

なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち先に経過した月(古 い月分)から納付することとなります。

5. 留意事項

- (1)海外留学(おおむね1年以上)している期間は、強制加入の対象で はないため学生納付特例の申請ができません。
- (2)申請後、日本年金機構からおおむね2~3カ月後に審査結果が送 **付**されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される 場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (3)申請日以降に、申請期間にかかる保険料を納付された場合は、後 日お返し(還付)します。申請日以降に納付を希望される場合は、 年金事務所にご連絡ください。

なお、学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前 に納付していただいた保険料は還付できません。

- (4)申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要となります。納付 書がない場合は、再発行しますので、年金事務所までご連絡くださ U10
- (5)学生納付特例の承認期間中に学生でなくなった場合は、必ず学生 納付特例の不該当の届出を行ってください。
- (6)この制度の対象となる学生等ではないことが事後に判明したときは、 改めて免除・納付猶予申請書の提出をお願いすることとなります。そ の場合、この申請を受理した日に国民年金保険料免除・納付猶予 の申請があったものとみなします。
- (7)修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所までご 連絡ください。

※ マイナンバー(個人番号)により申請を行う際の添付書類について

申請者本人が窓口で申請書を提出する場合は、**マイナンバーカード(個人番号カード)**を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

- なお、郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。
 - ①マイナンバーが確認できる書類:個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
 - ②身元(実存)確認書類:**運転免許証、パスポート、在留カード**など